

(母子保健課関係)

## (母子保健課関係)

### 1. 「健やか親子21」中間評価と今後の推進について

#### (1) 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、20世紀中に達成しきれなかった妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題の拡大など、子どもと親の健康の課題について、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標(値)を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成18年2月現在で75団体が参加している。

「健やか親子21」の対象期間は10年間であり、中間年にあたる平成17年度には、「健やか親子21」推進検討会を開催し、中間評価を行ったところである。中間評価においては、今後5年間の推進に向けて、重点的に取り組む方向性や新たな指標の追加が示されたところであり、まもなく報告書がとりまとめられるところである。

さらに、「健やか親子21」全国大会及び厚生労働科学研究子ども家庭総合研究推進事業公開シンポジウムなどの開催により、普及啓発を図っているところである。

また、「健やか親子21」公式ホームページにおいては、母子保健・医療の関連データとともに、各地方公共団体・関係団体の取組状況などを掲載している。この「健やか親子21取り組みのデータベース」には3,200件以上の取組が掲載されており、随時情報の更新、活用が可能である。さらに、それらの取組のうち、優れた取組をまとめた「セレクト100」も掲載しているので参考にしていただきたい。今後も、ホームページへの情報提供及び積極的な活用についてお願いしたい。

#### (2) マタニティマークについて

推進検討会において、妊産婦にやさしい環境づくりの一環として、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すためのマタニティマークのデザインの公募を行った。

1,661の応募作品の中から、マークが決定したところである。マークは、妊産婦自身が用いるほか、公共交通機関や職場等が妊産婦に対して配慮していること

を表す場合にも用いることができる。デザインは厚生労働省ホームページに掲載し自由に使用できることとしており、地方公共団体におかれても妊産婦にやさしい環境づくりのために、バッジやストラップ等の作成・配付、公共交通機関等における活用等、積極的に使用願いたい。使用された場合には、その状況を雇用均等・児童家庭局母子保健課までお知らせいただきたい。

### (3) 子どもの事故防止対策について

小児の死亡原因の第1位は不慮の事故であり、「健やか親子21」においても、「不慮の事故死亡率を2010年までに半減」、「事故防止対策を実施している家庭の割合100%」、「事故防止対策を実施している市町村の割合100%」を目標に掲げて、子どもの事故防止に対する取組を推進しているところである。

取組の一環として、厚生労働科学研究（主任研究者：田中哲郎国立保健医療科学院生涯保健部長）において、子どもの事故防止指導マニュアルがとりまとめられ、国立保健医療科学院ホームページ（子どもの事故防止支援サイト）において公開され、市町村等の母子保健事業において活用いただいているところである。

また、このたび、同マニュアル本文第8章「家庭内の絵～危ないのはどこかな？～」のポスターを厚生労働省において作成することとしているため、今後、管内市町村保健センター等への配付、活用についてご協力をお願いしたい。

関連ホームページ <http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/public/index.html>

## 2. 母子保健医療対策等総合支援事業について

### (1) 周産期医療体制について

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」において、高次の医療機関（総合周産期母子医療センター）を中核とした周産期医療ネットワーク（システム）の整備を計画的に進めているところである。

各都道府県においては、厳しい財政状況下ではあるが、次世代育成支援の一環として、地域の周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター等との母体及び新生児の搬送体制をはじめとする周産期医療ネットワークの整備をお願いしたい。

国においては、平成17年度において創設された母子保健医療対策等総合支援事業の中で、引き続き周産期医療ネットワークの整備等に努めていくこととしているので御了知願いたい。

### (2) 小児科・産科医療体制整備事業の創設について

小児科医・産科医の不足に対応するため、医師の確保策、女性医師の就労支援策など、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費について、母子保健医療対策等総合支援事業の中で、一定の期間、定額で補助を行うこととしている。都道府県においては、管内の小児医療・産科医療の整備方針を踏まえた上で、当該補助金も有効に活用の上、小児科医・産科医の不足問題に対処されたい。

### (3) 母子保健強化推進特別事業の対象事業の重点化について

当事業については、厳しい財政事情の中、より緊急性の高い事業に重点的に予算を配分することとし、平成18年度からは、次のような妊産婦及び乳幼児の生命に関わる疾病にかかる死亡率改善に資する事業について補助対象とするので、申請に当たっては留意いただきたい。

- ① 妊産婦乳幼児死亡等改善対策費（例：乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策事業）
- ② 母子疾病予防等対策費（例：C型肝炎、ATL母子感染防止対策事業）

### (4) 不妊治療に対する支援について

#### ア 不妊治療に対する支援の充実について

子どもを持つことを望みながら不妊に悩む方々への施策については、一層の充

実が求められているところである。厚生労働省においては、母子保健医療対策等総合支援事業において、不妊に悩む方々に的確な情報を提供し、専門的な相談に応じられる体制を地域において整備する「不妊専門相談センター事業」並びに配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を実施しており、各自治体におかれては、これらを活用し、不妊治療に対する総合的な支援に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、「不妊専門相談センター事業」の運営に当たっては、フルタイムの仕事を持つ女性の増加を踏まえ、夜間・休日の利用を可能とする等の工夫をお願いする。

## イ 特定不妊治療費助成事業の助成期間の延長について

平成16年度よりスタートした当事業については、すべての都道府県・指定都市・中核市で開始されており、積極的な取組に感謝する。

なお、一部の自治体においては、周知がまだ十分に行き届いていない状況にあるため、医療関係者等も含め、より一層周知徹底に努められるようお願いする。

助成期間については、現行では通算2年としているが、平成18年度より通算5年に延長することとしているので対応方よろしくをお願いする。これにより、平成18年度以降、助成期間が5年に満たない制度については、国庫補助の対象外となるので留意いただきたい。

なお、本事業に寄せられている国民の期待は大きいことから、運用に当たっては、実際に利用しやすい制度となるよう積極的な取組をお願いする。特に、窓口対応者の心ない対応に傷つけられたとして厚生労働省に抗議電話が寄せられる例もあり、不妊で苦しむ患者の気持ちに十分配慮した対応に留意するよう、第一線の担当者等に徹底をお願いする。

### 【特に留意されたいこと】

- 助成を受ける側が不安定な精神状態にある等通常の助成金とは大きく性格が異なるため、こうした事情を踏まえた対応に努められたいこと。
- 自治体独自の支給要件（在住期間等）を付している場合、その趣旨の十分な周知に努められたいこと。
- 申請手続き等が安心して行えるよう、プライバシーへの十分な配慮を行うこと。

### 3. 母子保健事業の充実について

近年、育児不安や産後うつ病、児童虐待など、親と子の心の問題への対応が喫緊の課題となっている。

母子保健法に規定する健康診査や保健指導は、これらの課題に対して、主に、発生予防、早期発見・早期対応において非常に重要な役割を担っている。特に、児童虐待により死亡に至った事例の分析では、生後4か月以下の乳児の占める割合が多いことが報告されていることから、妊娠、出産期の母子保健事業のさらなる充実が求められている。

これらのことから、子ども・子育て応援プランにおいては、「乳児健診未受診者など生後4か月までに全乳児の状況の把握」を全市町村で実施することを目標に掲げており、各自治体におかれては、医療機関及び関係団体との連携の充実、嘱託の保健師・助産師等の活用による新生児訪問指導の全数実施、乳児健診の未受診者対策の充実、育児支援家庭訪問事業の実施等により、目標達成に向けご尽力いただいているところである。

なお、これらの事業については、自治体間で実施状況等に差異がみられるところであるが、各都道府県におかれては本趣旨をご理解の上、母子保健事業の充実について積極的な取組をお願いしたい。

#### 4. 「食育」等の推進について

平成17年7月に施行された食育基本法については、食育の推進に関する施策についての基本方針や食育推進の目標に関する事項等を内容とする「食育推進基本計画」が本年3月末に策定される予定である。

本年2月には、「健やか親子21」推進検討会において作成を進めてきた「妊産婦のための食生活指針」を公表したところである。その活用については、平成18年2月15日雇児発第0215005号雇用均等児童家庭局長通知を発出したところであり、報告書及びリーフレットについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので、妊産婦に対する保健・栄養指導の参考として活用いただくよう、管内市町村等への周知をお願いしたい。

また、平成17年9月に実施した「乳幼児栄養調査」については、結果の概要を今春には公表予定であり、その結果を踏まえ、平成18年度には、授乳や離乳食の進め方の目安を示した「授乳・離乳の支援ガイド（仮称）」の作成に取り組むこととしている。

なお、食育等推進事業（次世代育成支援対策交付金）については、各地方自治体の先駆的・モデル的な取組に対して交付することとしているため、各地方自治体の地域性等を勘案し、創意工夫をこらした事業の積極的な取組をお願いしたい。